

契約件名：令和2年度 新型コロナウイルス感染症等対策保健業務人材派遣契約  
質問への回答

項目 (ページ数等)	質問内容	回答
第4 1 及び 2	<ul style="list-style-type: none"><li>・濃厚接触者と対面する対応はあるか。</li><li>・派遣スタッフは防護服を着用するか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・濃厚接触者との対面による対応は想定していません。</li><li>・職員等が着用している防護服の着脱介助をする場合には、派遣スタッフも防護服を着て対応することがあります。</li></ul>
第4、第5	第4 1 健康調査や保健指導、相談支援について 第5 7 保健師助産師看護師法に基づく免許を保有すること ⇒以上を踏まえて、保健師要件を必要とする区もありえるか。適性があれば前提として看護師のみ配置で問題ないか。	適性があれば看護師のみの配置で問題ありません。
第5	第5 7 (2) 受託者は、本市が要望した場合を除き、契約履行期間中は原則として派遣労働者を交替させてはならない。 ⇒これは、1月5日～3月31日までの期間において1区役所につき1名の派遣労働者のみと契約し、原則交替不可という意味なのか、或いは、1月5日～1月31日の様な短期間での契約が可能で、その期間は交替不可という意味なのか。 ⇒例えば、1区1名の枠について、原則として週5日勤務できる人材配置を想定しているが、週2日と	1月5日～3月31日までの期間において、例えばA区役所に1名の派遣スタッフを配置した場合、当該派遣スタッフは期間中原則交替不可という意味です。

	週3日できる方2名でシフトを補完することも可能か。	
第5 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18区それぞれに1名配置となるか。(区により2名以上の配置や1名も配置しない区もあるか)</li> <li>・複数の区を兼任することもあるか。</li> <li>・派遣スタッフの通勤面を考慮した配置にて、派遣元から希望を伝えることは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2名以上の配置や1名も配置しない区も想定されます。</li> <li>・複数の区を兼任することはありません。</li> <li>・通勤面を考慮した配置先の調整は可能ですが、各区の配置人数の調整はできません。</li> </ul>
第5 7 (1)ア	保健師、助産師、看護師、准看護師、いずれかの有資格者という認識で相違ないか。	保健師、助産師、看護師、いずれかの有資格者になります。
第5 7 (1)ウ	具体的な必要経験等の要件設定はあるか。	経験について要件は設定していませんが、業務の性質上、感染症関係業務や自治体業務への従事経験がある方が望ましいと考えます。
第5 12	派遣個別契約において、派遣先を横浜市、就業先を各区、派遣先責任者を横浜市から選任、指揮命令者を各区からそれぞれ選任という理解でいいか。	個別契約において、派遣先は横浜市、就業先は各区福祉保健課、派遣先責任者は横浜市健康福祉局健康安全課長、指揮命令者は配置先区役所の福祉保健課長を選任します。
第10 6	派遣スタッフとの雇用契約締結後に、中止または短縮となった場合、雇用期間内における待機期間は休業補償として派遣料金を請求してもいいか。	第10の6の状況が生じた場合の対応については、本市と受託者との協議の上で決定します。